

# 広島県防災対策基本条例（仮称）骨子案

## 1 広島県防災対策基本条例（仮称）骨子構成

前文
第1章 総則 目的 定義 基本理念 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 災害ボランティアの役割 市町の役割 県の役割 ひろしま防災の日
第2章 災害予防対策 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 市町及び県等の役割
第3章 災害応急対策 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 災害ボランティアの役割 市町及び県等の役割
第4章 復旧・復興対策 県民の役割 事業者の役割 自主防災組織の役割 災害ボランティアの役割 市町及び県の役割

## 2 広島県防災対策基本条例（仮称）骨子内容

### 前文

（記載内容）

- ・本県において、どのような自然災害が起きてきたか。また、今後、どのような自然災害の発生が予想されるか。
- ・現状の防災対策とその課題は何か。
- ・こうした課題に、今後、どう対応していくべきか。
- ・課題への対応において、この条例はどう位置づけられるのか。

### 第1章 総則

項目	主な内容
目的	本条例の目的 ・今後の防災対策に関する基本理念を定める。 ・各主体の役割を明らかにする。
定義	（「災害」、「防災」、「防災対策」、「自主防災組織」、「災害時要援護者」、「災害ボランティア」等の用語の定義を記述） 災害ボランティア 災害発生後の被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体
基本理念	「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携のもと、社会全体で防災対策に取り組み、想定される被害を減災していく「防災協働社会」の構築を目指す。
県民の役割	・県民は自ら災害に備えるための取組を実施 ・地域における自主防災組織等の防災活動へ積極的に参加
事業者の役割	・来所者、従業員及び地域住民の安全確保 ・事業継続の確保 ・市町、県、自主防災組織が実施する防災対策に協力
自主防災組織の役割	・地域における防災対策を実施 ・市町、県が実施する防災対策に協力
災害ボランティアの役割	市町、県、自主防災組織等と連携・協力して防災対策を実施
市町の役割	基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策を推進
県の役割 （責務）	・県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ・県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策を支援 ・災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映
ひろしま防災の日（月間）	・過去の災害を思い起こし、防災への意識を高めるため「ひろしま防災の日（月間）」を制定

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 県民の役割

項目	主な内容
防災知識の習得等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する訓練及び研修に積極的に参加</li> <li>・災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得</li> <li>・自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集</li> <li>・災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難のタイミング、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法をあらかじめ家族等で確認</li> </ul>
自主防災組織への参加等	地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加
建築物の安全性の確保等	<p>(建築物の所有者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置の実施</li> <li>・家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置の実施</li> </ul> <p>(ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機設置者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置の実施</li> <li>・工作物等の適切な安全点検や維持管理の実施</li> </ul>
生活物資の備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄・点検</li> <li>・ラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段の確保</li> <li>・避難の際に直ちに持ち出す物資の準備</li> <li>・災害の未然防止、災害発生時の被害の拡大防止等に必要な消火器その他資機材の整備</li> </ul>
災害時要援護者からの情報の提供	災害時要援護者は、自主防災組織、民生委員児童委員等に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供

### 第2節 事業者の役割

項目	主な内容
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時等において来所者、従業員及び周辺地域住民等の安全確保</li> <li>・事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制整備</li> <li>・防災に関する訓練及び研修を積極的に実施</li> </ul>

### 第3節 自主防災組織の役割

項目	主な内容
防災意識の啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の啓発及び高揚を図るための、防災に関する訓練及び研修の実施</li> <li>・県、市町等が行う防災に関する研修等への積極的な参加</li> </ul>
地形等災害関連情報の確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用して、地形等災害関連情報を確認</li> <li>・あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難のタイミング、避難場所、避難経路、避難方法を把握</li> <li>・把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成</li> </ul>

災害時要援護者の支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町及び民生委員児童委員等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握</li> <li>・家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援</li> <li>・災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用の防止</li> </ul>
物資の備蓄等	初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施
避難勧告等への対応の準備	避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議したうえで、構成員の役割分担を設定

#### 第4節 市町及び県等の役割

項目	主な内容
防災意識の啓発等	<p>(市町及び県)</p> <p>自主防災組織及び関係機関と連携した防災意識の啓発、高揚及び災害、防災に関する知識の普及</p> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の施策を支援</li> </ul>
学校等における防災に関する教育の実施	<p>(学校又は保育所の設置・管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施</li> <li>・教職員、保育士等の災害に関する訓練、研修への参加</li> </ul>
防災訓練等の実施	<p>(市町及び県)</p> <p>県民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練・研修を実施</p>
自主防災組織への支援	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成及び活動への支援</li> <li>・自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者への支援</li> </ul> <p>(県)</p> <p>市町の施策を支援</p>
情報収集伝達体制の整備	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害及び避難に関する情報の住民への提供及び住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備・確保</li> <li>・災害により帰宅することが困難となった者や移動の途中で目的地に到達することが困難となった者に対する必要な情報の提供体制の整備</li> </ul> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、被害その他の災害に関する情報の入手手段の整備・確保</li> <li>・災害情報等の市町及び関係機関への提供手段の整備</li> </ul> <p>(市町及び県)</p> <p>災害情報等の提供について、あらかじめ報道機関と連携(協定を締結)</p>
災害情報の提供等	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の地形等災害情報を住民に提供</li> <li>・災害予測を示した地図の作成及び住民への周知</li> </ul> <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の施策を支援</li> </ul> <p>(市町及び県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連情報、避難に関する情報の収集及び伝達</li> <li>・災害状況の記録・公表</li> </ul>
避難計画の作成等	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成</li> <li>・避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場</li> </ul>

	<p>所その他避難のために必要な事項を明示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の運営について、その所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成</li> <li>・自主防災組織及び関係機関と連携して、上記の避難計画及び行動基準を住民に周知</li> </ul>
災害時要援護者の支援体制の整備	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の把握に努め、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会など関係機関と連携して、災害時要援護者の支援を行うための体制を整備</li> <li>・関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民の避難施設を確保</li> </ul> <p>(県) 市町の施策を支援</p>
市町及び県による備蓄	<p>(市町及び県)</p> <p>災害発生に備えて、応急対策に必要な物資及び資機材を備蓄</p>
地域防災力の強化	<p>(市町)</p> <p>防災体制の整備、消防団の機能強化その他の地域防災力を強化</p>
医療救護体制の整備	<p>(市町)</p> <p>医療救護計画を作成し、地区医師会との連携のもとに災害が発生した場合における医療救護体制を整備</p> <p>(県)</p> <p>市町の医療救護体制を支援するため、市町の医療救護活動のみでは対処できない傷病者に備えた災害拠点病院・災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備</p>
公衆衛生の確保	<p>(県)</p> <p>市町と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備</p>
輸送体制の整備	<p>(県)</p> <p>緊急輸送路を指定し、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備</p>
他の地方公共団体等との連携体制の整備	<p>(市町)</p> <p>他の市町、関係事業者等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制を整備</p> <p>(県)</p> <p>自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備</p>
災害ボランティア活動の環境整備等	<p>(市町及び県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティア活動の実施及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携</li> <li>・災害ボランティア活動への参加についての啓発や、ボランティア活動を行うために必要な知識の普及</li> </ul>
公共施設の整備	<p>(市町及び県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設や避難場所として使用される学校などの施設について、計画的な耐震化を推進</li> <li>・道路、公園、河川、港湾、砂防施設等の定期的な点検及び計画的な整備</li> </ul>

防災・危機管理体制の整備	(市町及び県) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に迅速かつ的確に対応するための防災・危機管理体制の整備</li> <li>・職員の災害及び防災に関する知識の習得，災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練・研修等の実施</li> </ul>
--------------	--

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 県民の役割

項目	主な内容
避難及び避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報に留意し，防災地図の活用により，必要と判断したときは自主的に避難</li> <li>・避難勧告等の発令があったときは速やかに，かつ互いに助け合って円滑に避難</li> <li>・避難場所では互いに協力し，避難勧告等が解除されるまでの間，避難を継続</li> </ul>
車両使用の自粛等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守</li> <li>・緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛</li> </ul>

#### 第2節 事業者の役割

項目	主な内容
来所者等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者，従業者等の安全を確保</li> <li>・専門性及び組織力を活用し，自主防災組織等と連携し，地域住民等の避難誘導，初期消火，負傷者等の救出救護，災害等に関する情報の収集及び提供等を行い，周辺地域住民の安全を確保</li> </ul>
帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後の交通状況等を勘案し，必要に応じて従業者に帰宅の一時見合わせを呼びかけるなど帰宅困難者の発生抑制に協力</li> <li>・事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは，一時的な避難場所の提供その他の必要な支援を実施</li> </ul>

#### 第3節 自主防災組織の役割

項目	主な内容
	市町及び民生委員児童委員その他の関係機関と連携し，安否等に関する情報の収集及び伝達，避難誘導，初期消火，負傷者等の救出救護，給水及び給食，危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施

#### 第4節 災害ボランティアの役割

項目	主な内容
	市町，県及び自主防災組織と連携し，地域から求められている被災した家屋の清掃，避難場所における給食の支援等の活動を実施

#### 第5節 市町及び県等の役割

項目	主な内容
情報の収集及び提供	(市町及び県) 速やかに災害及び防災に関する情報を収集し，住民，自主防災組織，帰宅困難者等に対し，迅速かつ的確に提供

学校等における児童、生徒等の安全の確保	(学校又は保育所の設置・管理者) 幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保
自主防災組織等の活動支援	(市町) 自主防災組織や災害ボランティアによる防災活動に必要な場所、情報等を提供
災害応急対策のための体制の確立	(市町及び県) 避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立
市町への応援	(県) 市町からの応援、応急措置の実施要請に対する速やかな対応

## 第4章 復旧・復興対策

### 第1節 県民の役割

項目	主な内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、県、事業者、自主防災組織及び災害ボランティアと協働して、自らの生活を再建し地域社会を再生</li> <li>・循環型社会を形成する観点から家具等を再使用し、廃棄物の発生を抑制</li> </ul>

### 第2節 事業者の役割

項目	主な内容
雇用の場の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場を確保</li> <li>・国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献</li> </ul>
生活に不可欠な施設の復旧	水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、相互に情報の共有を図りながら速やかな復旧対策を実施

### 第3節 自主防災組織の役割

項目	主な内容
	地域における復旧・復興に向けた取組みに協力

### 第4節 災害ボランティアの役割

項目	主な内容
	被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、市町及び県と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施

### 第5節 市町及び県の役割

項目	主な内容
	(市町及び県) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な被災後の復興に当たっては、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定</li> <li>・被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、計画に定めた復旧・復興対策を円滑に実施</li> </ul>